

CSR行動規範（法令、規則に基づくルール）

文化シャッターグループCSR行動規範（以下「本規範」）は、遵守すべき基本的行動ルールを定めています。これらは、企業人として守るべき最低限のルールです。メンバーは本規範を十分理解し、遵守・実践していきます。

【1】顧客・取引先との約束

1) 公正、公平な取引

文化シャッターグループは、独占の禁止、公正な競争、公正な取引に関するあらゆる法令・規律を遵守します。

- ・メンバーは、他の事業者と共同して、自由な市場競争を妨げる行為（対価を決定し、維持し、もしくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備もしくは取引の相手方を制限する等）は行いません。
- ・メンバーは、同業者間や業界団体で、合法的な会合等を行う場合は、事前に上司の承認を受け、必要に応じて会合の内容を書面に残します。
- ・メンバーは、取引の獲得、継続のためや業務上有利な扱いを受けるために、顧客や調達先などに不適切な金銭・情報の供与や、その他の便宜供与は行いません。
- ・メンバーは、取引上の立場を利用して、顧客や取引先に不利益な取引を強要したり、不適切な条件を押しついたりしません。
- ・メンバーは、商品、技術、およびアフターサービスの提供にあたり、顧客や取引先が誤解を招くような不適切な表現や説明をしません。

2) 贈答・接待について

文化シャッターグループは、業務上における接待および贈答の授受には細心の注意を払って対応します。

- ・メンバーは、公務員、議員との関係において接待および贈答を受けたり、行ったりしません。
- ・メンバーは、取引先との間で社会通念上の慣習から逸脱するような接待および贈答を受けたり、行ったりしません。

【2】従業員との約束

1) 働きやすい職場環境の確保

文化シャッターグループは、働きやすく、やりがいのある職場づくりに取り組みます。

- ・メンバーは、仕事の効率を高める工夫や付加価値の高い仕事に努め、ワークライフバランスの実現を推進します。
- ・メンバーは、業務上の立場を利用したハラスメントに該当する行為を行いません。
- ・メンバーは、性的意味合いを持つ行為や発言により相手を不快にさせるハラスメントを行いません。

2) 内部通報

文化シャッターグループは、公益通報者保護法に基づき、通報者の権利を保護します。

- ・メンバーは、他のメンバーの行為が、法令、社内規則、および本規範等に違反していると確信できる場合、公益通報者保護規定に基づき、その旨を速やかに通報します。

【3】株主との約束

1) 正確な記録および報告

文化シャッターグループは、会計帳簿、財務関係記録の全ての記録、報告に関して事実と反することなく、適時かつ適切に作成します。

- ・メンバーは、会計帳簿、財務関係に関する記録において、不正確な記録の原因となる行為をしません。
- ・メンバーは、会計帳簿、財務関係に関する記録において、虚偽の記録作成および報告をしません。

2) インサイダー取引の禁止

文化シャッターグループは、業務上知り得た未公開重要情報を、株式や証券の取引による利益取得のために利用しません。

- ・メンバーは、業務上知り得た文化シャッターグループや他社の未公開重要情報を、業務上必要な者以外に知らせません。
- ・メンバーは、業務上知り得た未公開重要情報を、私的利益獲得のために利用しません。また、家族、同僚、友人、および顧客等が、同様の取引を行う事を誘発する行為もしません。

3) 利益相反の禁止

文化シャッターグループは、事業活動および業務上の判断を行う場合、文化シャッターグループにとって不利益とならないように考えて行動します。

- ・メンバーは、会社の利益と対立するおそれのある行為をしません。
- ・メンバーは、事前に会社の許可なく、他企業や団体の役員に就任したり、社員として雇用契約を結びません。
- ・メンバーは、事前に会社の許可なく、文化シャッターグループの取引と競合するような活動を行いません。

4) 会社資産の保護

文化シッターグループは、会社の資産を大切にします。

- ・メンバーは、会社の資産を使用する場合は、所定の規則に従います。
- ・メンバーは、会社の資産を業務以外の目的で使用しません。

【4】社会との約束

1) 情報の管理

文化シャッターグループは、業務上知り得た文化シャッターグループおよび第三者の機密情報および個人情報を、適切且つ厳重に管理します。機密情報には、公的に開示されていない情報、取引先との間で守秘義務を負っている情報、営業に関する情報、知的財産権に関する情報、財務情報、経営戦略情報、および業務上のパートナーとの関係等の情報が含まれます。

- ・メンバーは、業務上知り得た機密情報を会社の承諾がない限り、開示しません。また、在職中のみならず退職後も、私的な使用および第三者への開示を行いません。
- ・メンバーは、不正な手段を用いて第三者の機密情報や個人情報を取得しません。
- ・メンバーは、機密情報の漏洩を防ぐために、情報の管理を徹底します。
- ・メンバーは、個人のプライバシーを尊重し、個人情報の取り扱いについては、関連する法令および社内規則を遵守します。
- ・メンバーは、ソーシャルメディアの利用については、良識ある行動を心がけ、社内規則を遵守します。

2) 反社会的勢力への関与禁止

文化シャッターグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりません。

- ・メンバーは、反社会的勢力の関係者とは取引も含め関係を持ちません。
- ・メンバーは、反社会的勢力から不当な要求を受けても、それに応じたり、金銭等による解決を行いません。
- ・メンバーは、反社会的勢力との関わりが生じそうな場合には、上司および警察にすみやかに報告し対処します。
- ・メンバーは、取引先が反社会的勢力の関係者であると判明した場合は、速やかに関係を解消します。

3) 知的財産権について

文化シッターグループは、知的財産権を尊重します。

- ・メンバーは、業務上創出された各種知的財産権に関して、適切な保護と管理を行います。
- ・メンバーは、業務上創出した知的財産権を社内規則に従って、速やかに会社に報告します。業務上創出された知的財産権は、全て会社に帰属します。
- ・メンバーは、第三者の知的財産権を尊重し、その権利を侵害しないよう注意します。また、ライセンス契約および第三者への許諾・譲渡等は、正当な手続に基づいて実行します。

3. 適用範囲と運用

【1】適用範囲

(1) 「文化シャッターグループ」とは、以下の会社を対象とします。

文化シャッター株式会社及び文化シャッター株式会社の連結子会社

(2) 「文化シャッターグループメンバー」とは、文化シャッターグループ各社の取締役、監査役及び、社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト等、雇用関係にある全ての者並びに、人材派遣契約社員を対象とします。

<補足> 人材派遣契約社員等への対応

人材派遣契約社員については、採用した部門の責任者が、本規範の説明を契約時に実施の上、本規範の遵守を誓約する旨を記載した文書への署名を当該社員より得なければなりません。

【2】運用

(1) 制定・改廃

「本指針」、「本規範」の制定および改廃は、文化シャッター株式会社のサステナビリティ委員会が決定するものとします。

※文化シャッターグループ各社は、自社で「本指針」、「本規範」を含む独自の「指針」、「規範」を採択する事も可能です。但し、その場合いかなる指針も、「本指針」、「本規範」と内容に矛盾がないものとします。

(2) 罰則

「本規範」に違反した場合は、グループ各社の就業規則等別途定められている規定に従い処罰の対象になります。